

千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例

(基本方針)

第十条 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項
- 三 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、当該施策の実施状況の検証を行うとともに、必要があると認めるときは、基本方針を変更するものとする。

4 県は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第一項に規定する連絡協議会における協議をしなければならない。

不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針の構成について（案）

1 不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本的事項

（施策の方向性を定めるための前提となる事項を確認する。）

（1）基本的な考え方

（2）教育機会の確保の意義

（3）本県の不登校児童生徒の現状と課題

2 不登校児童生徒に対する教育機会の確保に関する事項

（多様な教育の場を提供するために必要な施策の方向性を示す。）

（1）児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

（2）不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

ア 特例校や教育支援センターの設置促進等

イ 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

ウ 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援

エ 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援

オ 経済的支援

カ 情報提供

3 その他不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進する

ために必要な事項

（項目2の施策を推進するために必要な環境整備等について記載する。）

（1）相談体制の整備

（2）県民の理解の促進

（3）情報収集・調査研究

（4）研修及び人材の確保